

3歳から5歳までの子どもの幼稚園・保育所・認定こども園などの利用料が令和元年10月から無償化されます

幼稚園・保育所・認定こども園等を利用する子ども（公立・民間共）

- 3歳から5歳のすべての子どもの施設利用料(保育料)が無償化されます。
 - 「**無償**」にならないものもあります。
⇒実費として徴収されている費用（通園送迎費・食材料費・用品代・行事費・特定負担額など）は無償になりません。
 - 従来制度の幼稚園**の利用料については、**月額25,700円を上限として**無償化されます。
 - 0歳から2歳児の子ども利用料については、**住民税非課税世帯を**対象として無償化されます。また従来より実施しているひとり親等世帯・多子世帯向けの負担軽減は継続します。
- 【対象となるサービス】
幼稚園(新制度・従来制度共)、保育所、認定こども園、小規模保育や事業所内保育（地域型保育）、企業主導型保育

幼稚園の預かり保育を利用する子ども

- 新たに「**保育の必要性がある**」と認定を受けた場合には、幼稚園保育料（上限25,700円/月）の無償化に加えて、預かり保育を利用された場合、**実態に応じて最大月額11,300円までの範囲**での利用料が軽減されます。
※認定こども園・幼稚園（新制度）における1号認定も含まれます。

認可外保育施設等を利用する子ども

- 「**保育の必要性がある**」と認定された3歳から5歳の子どもを対象として、**月額37,000円を上限として**利用料が無償化されます。
 - 「**保育の必要性がある**」と認定された0歳から2歳児の子どもについては、**住民税非課税世帯を**対象に**月額42,000円を上限として**利用料が無償化されます。
- 【対象となるサービス】
認可外保育施設、ベビーホテル、ベビーシッター、認可外の事業所内保育、一時預かり事業、病児保育事業及びファミリー・サポート・センター事業

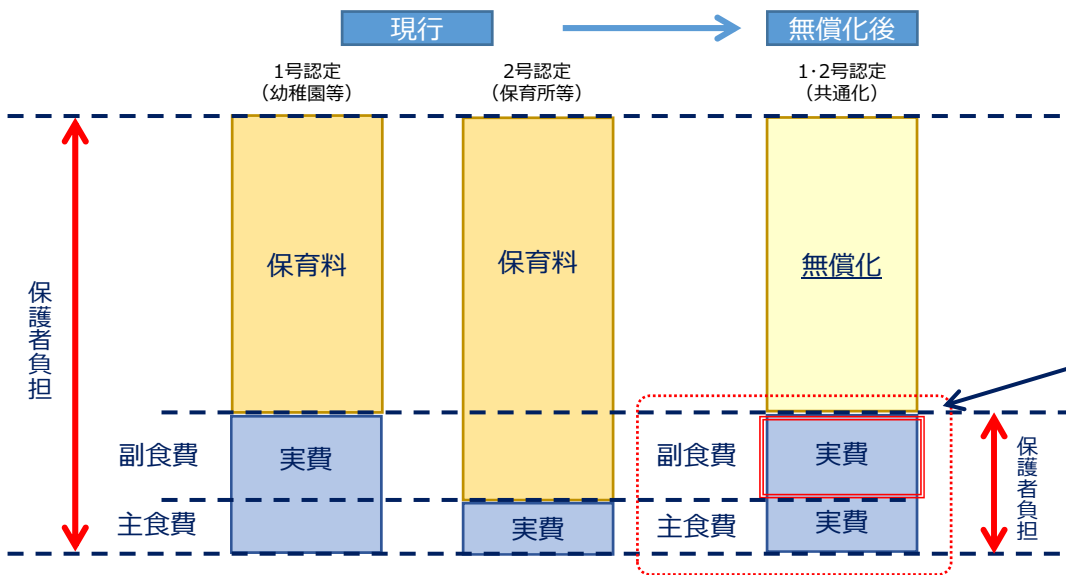
「障害児通所支援施設」を利用する子ども

- 就学前の障害児の発達支援（障害児通所支援施設）を利用する子どもについて、利用料が無償化されます。
- 幼稚園・保育所・認定こども園と障害児通所支援施設の両方を利用する場合は、両方とも無償化の対象となります。

★★★ご注意ください★★★

- ①幼児教育・保育の無償化は令和元年(2019年)10月から始まります。
- ②預かり保育にかかる手続き等詳細については現在検討中のため、決定次第お知らせします。
- ③金額に上限があるものや、一部「無償」にならないものがあります。

1・2号認定児童に関する食材料費の負担が令和元年10月より以下のように変わります



令和元年(2019年)10月以降は、**主食費・副食費ともに施設による実費徴収**となります。
 なお、費用は施設により異なります。

年収360万円未満相当の世帯のすべての子ども及び全所得階層の第3子*以降は副食費は免除されます。
従来制度の幼稚園の新1号・新2号認定児童についても適用されます。

***子どもの人数の数は現行と同じ(下表)です。また3号認定児童は現行通りです。**

子どもの人数の数のえ方についてはこれまでの保育料の多子軽減の取扱いと変わりません

【人数の数のえ方】	1号 (新1号・新2号)	2・3号
年収360万円未満相当	年齢に関わらず世帯の子の数による	年齢に関わらず世帯の子の数による
年収360万円相当以上	3歳～小学校3年生までの子	0歳～小学校就学前までの子

従来制度の幼稚園について

○従来制度の幼稚園に子どもを通園させておられる方については、施設等利用給付認定(新1号)の認定を受けることで、令和元年10月からの幼稚園の利用料が月額25,700円を上限として無償化されます。

10月までに在園されている方については、豊中市私立幼稚園児保護者補助金の交付申込と併せて施設等利用給付認定(新1号)の申請をしていただけます。

○預かり保育の利用料の無償化については、施設等利用給付認定(新2号・新3号)の認定を受ける必要があります。

認定を受けるには「家庭において必要な保育を受けることが困難である」等の条件があります。

施設等利用給付認定(新2号・新3号)の認定にかかる手続き等詳細については、後日(6月未予定)お知らせします。

【お問い合わせ先】

- 幼児教育・保育の無償化について
子育て給付課 06-6858-2556・2813
- 障害児通所支援施設の無償化について
こども相談課 06-6858-2285
- 食材料費について
子育て給付課 06-6858-2556・2813
こども事業課 06-6858-2255

